

平成十九年十二月五日提出
質問第三〇〇号

外務省における公用車及びタクシー・ハイヤーの使用状況とそれに係る経費に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における公用車及びタクシー・ハイヤーの使用状況とそれに係る経費に関する質問主意

書

- 一 二〇〇七年十二月一日現在、外務省において公用車は何台保有されているか。
- 二 外務省において、一の公用車の使用が認められている職員の役職を明らかにされたい。
- 三 一の公用車の保有及び使用、管理の為の予算額はいくらか。直近五年の予算額とその予算項目を明らかにされたい。
- 四 外務省において、ハイヤーの利用が認められている職員の役職を明らかにされたい。
- 五 四の外務省職員によるハイヤーの利用の為の予算額はいくらか。直近五年の予算額とその予算項目を明らかにされたい。
- 六 四の外務省職員によるハイヤーの利用台数及びそれに要した金額はいくらか。二〇〇七年一月から十一月まで、月毎にそれぞれ明らかにされたい。
- 七 外務省において、四の職員が利用するハイヤーを確保するため、特定のハイヤー会社と契約をしているか。しているのならば、全ての契約先会社につき、名称、一般競争入札によるものか随意契約によるもの

か等契約の形態、契約金額をそれぞれ明らかにされたい。

八 二〇〇六年二月二十八日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六四第八四号、以下、「政府答弁書」という。）では、外務省におけるタクシーの使用状況について、二〇〇五年度の外務省のタクシー代に関する予算計上額は二億三千六百八十一万千円を見込んでいるとの答弁がなされているが、では二〇〇六年度、二〇〇七年度のタクシー代に関する予算計上額を明らかにされたい。

九 「政府答弁書」では、外務省職員がタクシーを利用する場合の内規上の手続について、「外務本省においては、公務により退庁時間が午前零時三十分を過ぎた場合、退庁時にタクシーを利用することができない。」との答弁がなされているが、例えば既に公務を終えているにもかかわらず、右のタクシーを利用できる時間まで外務省に留まり、タクシーを利用して帰宅するという様に、外務省職員により無駄にタクシー利用の為の経費が遣われたという事実はあるか。

十 一般に、我が国で外国から国賓、公賓等の賓客を迎え、賓客の送迎等でハイヤーを利用する際、外務省はハイヤー会社とどのような契約を結ぶか。一般競争入札または随意契約等、どの様に利用するハイヤー会社が決定されるのか説明されたい。

右質問する。